

令和6年度 ごみ焼却灰等の放射能濃度測定結果

国の方針では、放射性セシウム濃度の目安が8000Bq/kg以下の焼却灰は埋立処分を可能としています。

試料	施設名	項目	単位	定量 下限値 (排ガスは 検出下限)	測定結果											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主灰	戸吹清掃工場	セシウム134	Bq/kg	10	不検出	不検出	不検出	不検出								
		セシウム137			不検出	14	11	12								
飛灰	戸吹清掃工場	セシウム134	Bq/kg	10	不検出	不検出	不検出	不検出								
		セシウム137			38	58	47	38								
	館清掃工場	セシウム134			不検出	不検出	不検出	不検出								
		セシウム137			29.4	53.3	59.7	32.1								
ダスト 固化物	戸吹清掃工場	セシウム134	Bq/kg	10	不検出	不検出	不検出	不検出								
		セシウム137			19	55	39	29								
	館清掃工場	セシウム134			-	不検出	-	-								
		セシウム137			-	26.4	-	-								

注1) 飛灰とは、集塵装置、ボイラ、ガス冷却室、再燃焼室などで捕集されたばいじんのことをいいます。

注2) ダスト固化物とは、飛灰に薬品と水を加え混練し、飛散防止のため練り固めたものをいいます。

注3) 「不検出」とは、定量(検出)下限値未満を表します。

注4) 表中「-」は測定していません。